

# 令和2年度第2回

## 市民動物園会議

### 会 議 録

日 時：2021年3月24日（水）午後1時30分開会  
場 所：円山動物園内 動物園プラザ

## 1. 開 会

○事務局（加藤円山動物園長） お時間でございますので、市民動物園会議を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、市民動物園会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

令和2年度もあと少しとなりました。最後にもご挨拶をさせていただきたいと思いますが、私は、この3月末で園長職ではなくなることになりました。5年間という非常に短い期間ではありましたが、皆さんのお力添えをいただきながら園長を務めていくことができました。志半ばのところに園長はもう終わりですと言われたので、非常に心残りではありますが、残った期間がまだありますので、頑張りたいと思います。

令和2年度は、新型コロナウイルスという我々が経験したことのないような生活様式となるなど、いろいろな制約の中で動物園を運営してきた一年でした。イベントもできせんでしたし、前半は解説なんかもできない状況でした。

また、4月と5月は園を閉めていたということで、入園者数については前年度の半分以下ぐらいになっておりますが、そんな中でも職員は動物のために頑張ってくれていましたし、動物も元気でおりました。

現在、円山動物園でもマスクの徹底や消毒をお客様にやっていただくなど、ご協力をいただきながら運営しているところです。この状況がいつまで続くかということもありますが、動物園は動物園としてやるべきことをやっていきたいなと思います。

本日の会議についても、皆様方にはマスクの着用をお願いしますとともに、途中、会議を中断して換気をさせていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題ですが、以前からご議論をいただいている市民動物園条例の検討状況のほか、来年度の円山動物園の予算について、そして、来年の5月5日で70周年を迎えますので、70周年記念事業についてもご審議をいただきたいと思います。また、混んでいるときに供用する新しい円山動物園駐車場などについても報告をさせていただきます。

本日は、土田委員、後山委員、金沢委員が所用により欠席となっております。

では、この後の議事については議長をお願いをします。

## 2. 議 事

○吉中委員長 皆さん、こんにちは。

最初に、ちょっとショッキングな話がありましたが、まだしばらくはよろしくお願いたします。

では、早速、議事を進めていきますので、どうぞよろしくお願います。

お手元の議事次第をご覧ください。

次第のほか、下には配付資料のリストが書かれてあります。めくっていただくと名簿となります。

今日の議題は五つあり、そして、その他となっております。

まず、一つ目の議題は、動物園条例の検討状況についてです。

前回の動物園会議は10月だったでしょうか、提言書の内容を皆さんにご議論いただきまして、その後、一部を修正した後、12月に市長に提言書をお渡ししましたが、その詳細等について事務局からご説明をしていただきたいと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 資料は、スクリーンに映しておりますスライドを印刷した資料1-1のほか、条文の案を記載した資料1-2をお配りしておりますが、今日は主にスライドの資料を使ってご説明させていただきます。

なお、本日は、市民動物園会議として何か決議をいただきたいわけではなく、これまでの検討経過についてのご報告となります。お気づきの点がございましたらご質問やご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のスライドをご覧ください。

現在、どのような検討段階であるかです。

こちらは、これまでの検討経過と今後の予定を記した表となっております。昨年12月7日に、吉中委員長、そして検討部会の金子委員長、伊勢副委員長にご出席いただき、秋元札幌市長へ提言書が提出されました。その後、市役所内で条例案の作成を進めているところです。

この3月までは、関係部局の考えなどを確認しながら、提言内容をどのように実現していけるか、条例の規定内容はどうするべきかについて動物園内部で検討し、円山動物園が所属します環境局において、生物多様性や環境教育の観点も含め、協議を行ってまいりました。今日はこの段階までのご報告となります。

今後は、4月をめどに、財政的な視点や法制度的な視点で関係部局と内容協議を引き続き行い、5月か6月には市の重要な計画等を審議する会議である企画調整会議という場で条例内容を協議する予定です。そして、この協議が終わりましたら、7月頃には市民の方にご意見をいただくパブリックコメントを実施し、市民動物園会議においてパブリックコメントの結果も含めて条例案をご報告した上で、9月下旬から開かれる予定の市議会第3回定例会に提出することを目標に進めております。

次に、資料1-2というA4縦のホチキス止めの資料をご覧ください。

1枚目の表面にはどういった内容をどういう条文で規定しているのかをまとめております。昨年、提言書を提出いただいたときの概要資料に入っておりました「札幌市が考える動物園のあるべき姿」、「円山動物園の基本的運営事項」、「保全に寄与する取組を推進する施策」という三つの視点でまとめたものとなっております。

1枚めくりまして、裏面からは条文の現在の検討案が掲載されています。

左側に前文があり、右側では第1条から第2条、第3条と続いています。

ここで、前文についてご説明いたします。

提言書ではおよそ1,700字にわたる内容となっておりますが、提言趣旨をきゅっ

とまとめ、700字ほどになっております。しかし、庁内協議がまだ終わっておりませんので、この前文も含め、今後、変わるものと思っただきたいと思えます。

また、条例の全体的なことですが、提言趣旨を表現する方法を検討し、どのように記述すべきか整理しております。基本的には、提言書で盛り込むべきとされた内容を文章にしておりますが、表現や考え方など、提言から整理して変わっているところがあります。この後、そのうちの大きな変更点を説明しますが、言い回しを修正したり、より適切な用語に修正したりしております。そういったところには下線を引いておりますので、条文を見るときに参考にしていただければと思えます。

それでは、ここから提言内容を踏まえた条例の整理結果ということで、資料1-1のライドにもどって主な六つの変更点をご説明します。

1点目は、登録制度についてです。

提言書では、スライドでご覧のとおり、前文、第1章の総則から第6章の市民動物園会議までとなっております。このうち、第3章の登録についてです。

内容としましては、登録を希望する施設について、例えば、運営方針が保全を目的にしているかなど、登録要件を満たしているかどうかを第三者機関が審査し、要件を満たした施設を登録施設として市が広く周知し、さらに取組を推進してもらえるよう、補助金を交付したり技術的な助言をしたりするなど、動物園の活動を支援する仕組みとされておりました。

この登録制度の狙いとしては、市内の動物園や水族館が条例で規定する取組を積極的に行っていけるように誘引するということでした。同時に、市民にとっては、どこが積極的に取り組もうとしている施設なのかが明確になる仕組みとして提言されたものです。

こうした提言の趣旨を踏まえ、条例の制定とともに、この制度を実施する方向で検討していますが、登録要件となる保全や動物福祉向上の取組が一般の動物園や水族館ではどのような状況にあるのか、また、登録制度についてどう思うか、施設にとってメリットになるのかどうかを確認するため日本動物園水族館協会に加盟する施設に参考にお聞きしました。

そうしたところ、保全や動物福祉向上については全般的に十分に取り組めてはいない、強化していきたいと考えてはいるものの、施設整備や人員体制の強化、技術習得が必要であり、また、これらにかかる資金も必要になってくるため、運営のあり方も含め、これから検討していくということでした。なお、この状況は札幌市内の施設も同様でした。

また、登録制度についてどう思うかについてですが、市民に動物園の取組を知ってもらうことができる、支援の輪が広がるということが期待されるという肯定的な意見がある半面、登録がどのような効果を発揮するのか、条例の運用状況を見ないと判断しかねる、対象となる施設のニーズに合った支援が行われるかが分からないという見方が多く、市内の施設についても登録するかどうかは何とも言えないという状況でした。

これらの状況から、現時点では登録や支援による効果を施設側も札幌市側もなかなか読

めないということが分かりました。それから、登録要件とする取組水準や施設側が必要とする支援内容などは条例の浸透状況によっても変わってくると想定されます。そのため、柔軟に対応していく必要があると考えました。

条例については法制度の安定性や市民認識の普及の観点からも考え方を頻繁に改正していくことは望ましくありませんので、現在検討中の条例素案では登録制度は盛り込まず、条例とは別に、市の責務のところで動物園を支援する施策を札幌市は実施しなければならないという規定に基づいて実施要領などをつくり、登録制度を実施していく考えとしました。

今後、条例制定とともに、登録制度は内規で実施しながら運営状況を検証し、登録要件や支援内容を見直しながら、条例化の必要性や規定する要件などを検討していくことといたしました。

続きまして、次のスライドの動物園水族館の定義の変更点についてです。

下線を引いた赤色の字の部分をご覧ください。

1点目は、その他の動物展示施設というところです。

検討部会では、昆虫や両生類・魚類といった特定の種に特化した施設に関し、水族館や動物園ではない施設として表現しましたが、この表現ではペットショップや牧場なども含めた動物を展示する施設全てと誤認されるのではないかとということが考えられました。

この条例は、販売など、いわゆるレジャー目的の施設は対象としておりませんので、誤解のないように表現することとしました。

昆虫か魚類かについては、陸生の動物か水生の動物かで大きく分けることができますので、特に頭出しをしなくても、動物園か水族館のいずれかに含まれるものと捉えることができますので、この文言は削除することとしました。

2点目は、繁殖及び累代飼育を目指している施設というところです。

趣旨としては、無計画に野生から動物を捕獲し、展示をするというやり方は社会的にはもう容認されない時代になっていることから、飼育下の個体、飼育下の動物を繁殖していくべきということから出てきた要件になっております。

また、生息域外保全と言いまして、生息地以外で希少な野生動物などを保護増殖し、いずれ生息地へ戻す取組に貢献することが求められるために繁殖や累代飼育が必要なのだということで挙げられておりましたが、生息域外保全という意味合いが表現されていませんでしたので、次のスライドのように追加で整理をしております。

続きまして、動物福祉に係る規定内容の整理についてです。

動物福祉に関しては主に三つ、規定されているところがあります。

一つ目は、第2条第4項の定義です。定義では、「科学的指標を用いて客観的に判断される動物の身体的及び心理的な状態をいう」という内容となっております。

二つ目は、基本理念です。「動物園等の活動は生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては最新の科学的知見に基づき客観的に評価された

良好な動物福祉が確保されることを基本とする」という内容となっております。

三つ目は、第8条の良好な動物福祉の確保という項目です。「動物園等は、動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供するとともに、疾病の予防と治療を適切に実施できる獣医療体制を整えなければならない」という内容となっております。

こうして並べてみますと、赤色の字の「科学的指標を用いて」や「客観的に判断」という文言が定義と基本理念で重複しているため、第8条の考え方を示した規定とのバランスを調整する必要があると考えました。

そこで、現在検討中の条例素案ですが、この「科学的知見に基づき判断する」という考え方については第8条のみに記述し、定義や基本理念にはその考え方を含まないことにしました。

なお、定義のところには、検討部会でも参考にしていました国際獣疫事務局という国際機関の動物福祉の定義を参考に、「動物が置かれた環境に関連する」という言葉をつけることにしました。

基本理念のほうは、削除するという変更とともに、もう一つ別の視点を入れました。それは何かといいますと、動物園が動物福祉を見ていく対象とする動物とは何かという視点で、あくまで、動物園が飼育、管理し、調査・研究などに関わる動物ということを追記することとしました。

この表現がないと、野生で生息しているヒグマや鹿も対象に動物福祉を見る条例と受け取れるようになっていましたので、あくまで動物園で飼育する動物についてやっていくことを明確にしました。

そして、第8条についてですが、基本理念で書いていました「最新の科学的知見に基づき」というところの「最新の」という言葉が足りておりませんでしたので、それを追加するとともに、何を目的に動物福祉を向上するののかもちょっと足りておりませんでしたので、「良好な動物福祉を確保するため」という文言を冒頭に追加しております。

以上が動物福祉に係る規定の整理についてです。

続きまして、4点目は、動物福祉委員会の位置づけについてです。

提言内容のうち、主に3点について整理しております。

1点目は、市長が動物福祉委員会を設置すること、2点目は、この委員会が動物福祉に関する規定を定め、円山動物園が遵守しているかを評価すること、3点目は、その規定について委員会が見直しを行い、改正された規定は速やかに公表することです。

2点目と3点目については動物福祉委員会が規定を定めるほか、見直しをする権限を持つものになっておりましたが、この動物福祉委員会の位置づけを関係法令に照らして整理しました。その整理結果を次のスライドでまとめております。

まず、円山動物園というのは市長が権限を持つ執行機関の一つであり、市長が運営の権限を持っています。一部、園長に決定する権限が移譲されているものもあるので、園長の

決定で運営を進めることができますが、基本的には市長です。また、それらの中には、大きく分けると、経営管理、施設管理、飼育管理があり、飼育管理の中に動物福祉委員会を運営したり動物福祉規程を策定したりという事柄が入ってきます。

では、動物福祉委員会は何をするか、ですが、動物福祉規程の内容を市長が決めるときにその内容を審議する、あるいは、その規程を遵守しているかを評価する、さらには、飼育動物の動物福祉を評価する、これは安楽死をさせるといった場面で判断をすることも含まれます。それから、野生動物との触れ合いを原則禁止するという規定が盛り込まれる予定ですが、その例外として行うときの条件である教育的効果があるか、動物福祉が保たれているかを判断する機関となります。つまり、これらの動物福祉の向上に関わる取組を審議する附属機関として動物福祉委員会は位置づけられます。

ここで附属機関について補足説明いたします。

附属機関とは、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、法律または条例に基づき設置するものと地方自治法に定められております。

なお、この市民動物園会議も附属機関ですけれども、市民動物園会議とは別の附属機関として動物福祉委員会を考えることにしております。

また、参考までに申し上げますが、内容については、科学的な視点や動物を飼育、管理する視点など、専門性が必要な審議となりますので、市民委員の選任は適さないと考えております。ですから、動物園職員や動物園関係の専門家による構成が想定されます。

その上で、1点目の市長が委員会を設置するという書きぶりについてですが、ここは市長が定めるのではなく、この動物園条例で定めますので、「市長は」という文言を削除しました。また、内部での検討により、「倫理」という名称をつけようとなりましたので、名称も修正しております。

2点目については、「動物福祉委員会が規程を定める」という表現になっていましたが、ここは「市長が定める」と表現を修正しております。

3点目については、「動物福祉規程」を主語にし、「見直されるものとする」という書きぶりに修正をしております。

続きまして、5点目の動物の展示及び教育活動の原則についてです。

こちらは、野生動物との触れ合い、擬人化を行わないという規定ですが、提言では、下線部のとおり、「人と野生動物の間にある一定の距離感及び野生動物に対する尊厳を感じとることができるように野生動物に直接接触する教育プログラム及び擬人的表現を用いた掲示物その他の情報発信を基本的に行わないものとする」とされておりました。

このうち、特に、「人と野生動物の間にある一定の距離感」や「擬人的表現」というのは非常に幅の広いことを言っておりますので、何をやってはいけないのかをもう少し具体的にすべきではないか検討しました。

結果、次のスライドのとおり、野生動物に関する情報を正確に伝えるとともに、その尊厳を尊重するということを目的に置き、これを基本とし、次のことは行ってはならないと

いうことで箇条書きにし、分かりやすくしました。

箇条書きにしたものが示す内容は次のスライドとなります。

写真もつけておりますが、1点目の直接接触する機会とはこういったものになります。

これは、過去、円山動物園が行っていたものですが、カンガルーやリスザルに餌やりをするもののほか、プレーリードッグ、トビ、エゾモモンガなどに直接接触ったり腕に据えたりすることがこれに当たります。

2点目の動物に人の行動をさせようとするというものには、チンパンジーに自転車を運転させたり、カンガルーとボクシングをしたり、オランウータンに服を着せたりなどです。

3点目の動物の本来の生態とは異なることを人に当てはめて表示するというのは、吹き出しをつけて、本来はしゃべらないのに、人間の言葉をしゃべっているように書くなどです。

最後に、人材の確保及び育成です。

提言のうち、主に3点を整理しています。1点目は、専門的な知識を有した人材を確保すること、2点目の獣医師については、野生動物を専門的に診療できる獣医師を採用しなければならない、3点目の動物専門員については、動物の飼育業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材として動物専門員を採用しなければならないというものです。

これらについて、まず、「採用する」というように採用を条例に規定することが自治体運営として可能なのかを確認しました。

結論としては、札幌市においては「採用」という言葉を条例に明記することは難しいということでした。また「確保しなければならない」など、しなければならないという義務づけをする規定についても難しいものであるということでした。

これについて説明しますと、採用などの任命行為、人事管理等については市長が権限を持っており、質の高い獣医療体制を整える手段としては、例えば、既に札幌市に採用されている獣医師資格を持つ職員を人事異動などにより適正に配置する、あるいは、知識を学ばせたり訓練して育成したりすることも体制を整える手段になります。あるいは、人がいない場合には新規に採用することもあります。動物園に必要な人材を確保できる手段を市長は適切に判断しながら、その都度、柔軟に対応している状況だということでした。

このことから、条例においても採用という手段を限定するのではなく、「確保」という表現が適切だと考えました。

また、採用についてですが、競争試験や選考に合格した者を職員にすることができるというもので、合格者がいない、あるいは、採用を辞退する者がある場合は、市長に採用意思があっても採用することはできません。適正な配置をしたり育成したりというものも、対象職員が退職してしまったり、何らかの事情で長期的に休むことも考えられますので、結果的には人材を動物園に確保できない状態も想定されます。ですから、条例に義務規定を定めることは難しいというのが関係部局との確認の中で出されたものです。

これらのことから、次のスライドのように条文案を検討しました。

まず、1点目については「人材の確保に努めなければならない」とし、2点目の獣医師に関しては、「獣医師の確保及び適切な配置に努めなければならない」とするということです。さらに、3点目の動物専門員につきましては、その業務の内容を少し詳細にして、「飼育、繁殖、展示及び調査研究並びに施設利用者への教育活動及び情報共有に関する業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材の確保に努めなければならない」という表現とするということです。

今回、義務規定が努力義務となりますが、提言の趣旨に沿い、野生動物を診療できる獣医師の確保が重要であるということはこの条例で示されているわけですから、確保できていない場合は、ちゃんと取り組んでいるのか、努力しているのかは問われることとなります。

また、法律で義務づけられているものは別として、それ以外でこうした特定の部署の職員の確保を条例で規定するというのは全国でも例を見ない非常に画期的なものだと考えております。こういった規定に基づいて、獣医療体制と動物専門員の確保に努めていくこととなります。

なお、現状の動物専門員の採用についてですが、スライドの右下に昨年度の募集案内と採用選考案内を載せております。これは、条例で特段採用しなければならないという規定はないですが、運用上で動物園配置を前提とした募集を実施しているものです。獣医師についても同様にこういった制度とできないかについてはこれまでも人事担当部署と検討してきております。現時点では、人事管理上の問題や課題が多く、その解決方法を見出さなければ、動物園専属の獣医師を置くことはすぐには難しいという状況ですが、札幌市としては質の高い獣医療体制を整えるためにどうすればよいか検討していくこととしております。動物園としては動物園勤務の獣医師採用も含め、引き続き協議していきたいと考えております。

以上、6点について、主な変更点を整理させていただきました。

説明は以上となります。

○吉中委員長 市長へ提言書を提出させていただいた後、市役所内部で今も調整をいただいているということでしたが、その中間報告をいただきました。

今の内容についてご質問等がありましたらお願いいたします。

○矢野委員 質問が二つあります。

まず、④の動物福祉委員会についてです。

市民動物園会議には北大と酪農学園大学の先生がいらっしゃいまして、そうした方々が専門家で、私は市民委員となるかと思っております。ただ、動物園の関係者だけではなく、外部の目が入るようにしてほしいと思っております。

市民動物園会議にも外部の目が入って、これだけよくなったわけです。北大と酪農学園大学という専門の大学があるわけですから、こうしたところの先生方に必ず入ってもらう

としたほうがいいのではないかと思います。

次に、⑥の人材の確保についてです。

動物専門員というのは従前なかった職種ですよ。差別しているわけではありませんけれども、清掃局の作業員の方や学校の用務員の方など、動物を好きでもないのに、あるいは、犬猫を飼ったこともない人でもやれたわけです。20年ぐらい前でしょうか、これだと大分前から大きな事故が起きると言われていたのですよ。要するに、人件費の削減ですよ。

でも、議員にお願いをして調査してもらったことがあるのですよ。それから分かってきたのです。それで、労働組合と札幌市の上層の方とで話し合ってもらったわけです。そうして動物専門員はできた組織なのです。

ですから、「採用しなければならない」ではなく、「採用する」と断定的にしたほうがいいと思います。そうしなければまた前のように戻ると思います。

○吉中委員長 1点目は、円山動物園動物福祉委員会のメンバーにしっかりと外部の有識者を入れるべきだということでした。2点目は、人材の確保について、名称は検討中の素案には入っていませんけれども、具体的に業務を書き出していただき、なおかつ、「採用しなければならない」から「人材の確保に努めなければならない」としたということでしたが、むしろ「採用する」と言い切ってはいかがかというご意見だったと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） まず、④の直した案では、倫理福祉委員会ですが、当然ながら動物園の職員だけではこういったことは決められません。ですから、矢野委員がおっしゃった動物の専門家だけではなく、動物園の専門家の方もおります。今はリモートも発達していますから、全国を見て、そういった方などをお願いをするなど、外部の方を入れて構成することを考えています。

次に、⑥についてです。

これは、やるやらないというよりは、立法のテクニカルなことから「採用する」とすることが条例ではなじまないため、このようにしておりますので、ここについてはご理解をいただくしかないかなと思います。

その上で、危惧されている昔の歴史に逆戻りするのではないかということについては、今、動物専門員が採用され、円山動物園で働いているわけですし、それに何か不備があったとすれば変わる可能性はありますけれども、現在、非常にうまくいっておりますので、ここから逆行することはあり得ないかなと思っています。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○伊藤委員 登録制度についてです。

前回に伺ったとき、この動物園条例はすごいなと思ったのは、円山動物園だけがやるのではなく、ほかの施設にも広げていきたいと思いますという理念があるところで、すごくいいな、画期的だなと思っていたのです。ただ、やはり、現実問題として難しかったのだろうなと思いました。

その上で質問ですが、第4条の条文には市が設置した動物園等というのは、実質、円山動物園だけになるのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 市が設置した動物園は、札幌市内では円山動物園だけです。

○伊藤委員 第4条の趣旨はいいのですけれども、現状では円山動物園だけがやることになるということですね。

登録制度の変更のところには札幌市の事業として登録制度の趣旨を踏まえた制度を実施と書いてあるのですけれども、これは、実質、第4条の条文に含まれるという理解なのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 第4条第1項に、札幌市は、動物園等が行う生物多様性の保全活動を十分認識し、動物園等を支援する総合的な施策を策定、実施しなければならないとありまして、これに基づき、提言のあった登録制度と同様のものを柔軟に対応しつつ実施したいと考えております。

○伊藤委員 ただ、何か、このままの言い方だとちょっと曖昧となるというか、登録制度について、今すぐにはできないけれども、やっていきたいのだということを明文化しないと骨抜きになってしまうのではないかなと危惧しています。

というのも、何を策定するかはここに書かれていないわけですよ。ここでは登録制度というものをやっていきたいのだと明文化することはなかなか難しいのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 条例とするにはかなり精緻なものとしなければなりません。というのも、条例というのは、議会で決めますし、改正するにも議会で議決をするということになります。そうしたものにそういう制度物を入れてしまうと柔軟性に欠けてくるのです。

また、そこを精緻に詰めていくことを条例の検討の中でやりますと時間を要します。しかし、我々としては条例を早くつくりたいということがあります。

当然ながら、条例ができ上がりましたら、速やかに登録制度も市の政策の束の一つとしてやっていこうと考えているのですが、条例にそのまま入れないというのはそういう事情になります。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○有坂委員 今回の登録制度についてです。

そもそも、登録制度をつくろうと考えた背景には、今まで円山動物園で起きてきたこともあるかと思いますが、ほかの動物園と呼ばれるような施設にも問題があるのでは、ということがあったかと思いますが。それこそ、動物福祉というものを社会全体、札幌市全体で進めていきたいという思いが込められていると私は理解していたのです。

つまり、登録制度を設けることによって、登録されているところは一定の水準に達しているということを認めることになるわけですよ。それが今はたとえ円山動物園だけだったとしても、登録されることの価値を見せていくことは動物福祉の推進のためにもすごく

重要だと思っていました。

先ほどは、検討中であり、これからつくっていくかということでしたが、もうちょっと前向きというか、難しいという話ではあったのですが、何か、もう少し表現ができないかなと感じてしまいました。

○事務局（加藤円山動物園長） 誤解があるのかもしれませんが、我々は登録制度を諦めたわけではありません。登録制度はつくるのだけれども、条例に明記するのではなく、市の施策としてつくりますということなのです。

当然ながら、この条例自体、何かを取り締まるものでも罰則を科すものでもなく、動物園や水族館というものを定義し、それに当てはまるところはみんなで手を取り合っただけでいいという趣旨のもので、やはり、登録制度みたいなものは必要だと思っています。

しかし、登録をすることになったとき、この定義のどの部分がどう当てはまっているかを審査していくことになります。でも、最近の動物福祉ではないですが、動物園や水族館に求められる役割や水準は時代によって変わっていきます。そのため、条例にそれをちょっとビルドインしてしまうと状況の変化に柔軟に対応するのがなかなか難しくなるのです。でも、市の施策としてやれば、手続論的にも相手の施設のニーズやそのときのニーズに合ったものをしっかりと位置づけられるので、条例とは別な形でつくろうとしているということです。

ですから、おっしゃったような登録制度をつくって、札幌市の条例に基づく登録施設はここですという公表なんかはやっていくつもりです。

○有坂委員 ただ、市の責務のところ動物福祉という言葉が一切入っていないのが気になります。生物多様性保全を十分に認識しとあるのですが、動物福祉を推進するという言葉を入れられないでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） まず、この条例のつくりとして、基本理念があって、そこにいろいろなことが書かれているわけです。この基本理念というのは全部の条文にかかってくるものですから、一つ一つの条文にわざわざ書く必要はなくなります。

ですから、まず、動物園等の活動は、例えば、第3条第1項ですと、「生物多様性の保全に寄与することを目的に行われ、かつ、動物園等の活動に関わる動物の良好な動物福祉が確保されることを基本とする」とあります。当然、これが基本にあるわけで、全てにわたってそれが底流として流れているのです。

「かつ」ですから、両方が合致しなければならないのです。

○有坂委員 基本理念には二つが書かれていますが、市の責務として動物福祉が入っていない理由はあるのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 市の責務のところ動物福祉とわざわざ書かなくても、基本理念にありますよね。全てが基本理念に基づいてやることなので、当然、市のやることについても動物福祉をちゃんと確保するというつくりになっているわけです。

○吉中委員長 細かいところですが、第3条の基本理念では、動物園等の活動の目的として生物多様性の保全に寄与することが挙げられていて、それ以外に書かれているものは基本とするということなので、第4条では目的をもう一度強調して書いてあると私も理解しています。

ほかにございますか。

○宮本委員 動物福祉を市の責務のところに入れたいという有坂委員の言うことには理解できる場所があります。

というのは、例えば、犬猫の問題など、動物福祉についてはそのまちな感覚が問われるものだと思いますので、やっぱり入れたいなという気持ちは分かります。

ついでに言いますが、登録制度についてです。

私たちもこの間の案を見たとき、非常に印象に残ったといいますか、インパクトがあったなと思ったのです。例えば、これをパブリックコメントに出す、あるいは、メディアに出すとき、言葉として強いのではないかと思うのです。こういう特徴のある条例ですと言うとき、登録されるという言葉は必ず出てくるのではないかと思うのですが、そこが弱まったような感じの気持ちがしています。

ですから、条例を出すとき、メディアには、こういう条例で、こういう特徴があり、さらに、この条例に従ってこういうことをやっていこうと考えていますというものをセットで出していけば、何となく、そのもやもやとしたものが少し収まるような気がしました。

○事務局（加藤円山動物園長） 条例は市民動物園会議の提言を受けて制定するものですので、条例が世に出ていくとき、政策パッケージとして一緒に出していける登録制度の組立てのスピードを上げればいいのかと思っています。

そして、宮本委員が先ほどおっしゃった犬猫問題についてです。

残念ながら、これは動物園条例なので、条例の対象の範囲外になってしまいます。ですから、附帯意見としていただいた動物福祉条例の検討の中でやっていかざるを得ないのかなと思います。

○吉中委員長 ほかにございますか。

○太田委員 まず、言葉のことについてです。

第1章第2条で動物と野生動物について定義されておりますが、スライドの⑤で野生動物に直接接触する機会を提供することをとやめるとありますが。

野生動物と動物の表現について詳しく教えてください。

○事務局（加藤円山動物園長） ここで言う野生動物か、そうではないかですが、遺伝的に改良されて家畜化されているものか、そうではないかです。ですから、例えば、野生の動物が保護され、連れてきたけれども、それはもらったものだからいいではないかということではありません。

ここで言う動物は非常に画期的で、昆虫まで入れていますが、それが家畜なのかどうかという判断が野生かどうかということです。

○太田委員 ですから、(1)の野生動物に直接接触するというところですが、特に野生動物という書き方だからよい、守られていると考えてよろしいのですね。

○事務局(加藤円山動物園長) そうですね。

いろいろな教育活動をしていく中で、やはり、直接触れ、命の温かさを知るということもあるので、その場合は動物福祉に十分配慮しながら家畜種に協力してもらおうということになるかと思えます。

○太田委員 それを踏まえてですけれども、今後、動物園の収入を上げていくという話が以前議論されていたと思いますが。例えば今後は有料プログラムなどを行う際に触れ合っというものも多分出てくる可能性があると思いますが、もしそのような内容を行いたいと思った場合、専門委員会によって決議されるというお話だったのですが、そうしたものを企画してもプログラム化できると想定しての立てつけなのでしょうか。

○事務局(加藤円山動物園長) 円山動物園では、基本的には動物と触れ合わないということがあり、しかし、教育的な必要性があれば家畜種を使ってやるということになります。ただ、有料プログラムのつくり込みもあるので、有料プログラムで動物に触れるというのは想定し難いと思います。

今、我々でも議論しているのですが、動物園で野生動物と触れ合う意味合いや必要があるのかなと思っています。

○太田委員 申し上げたかったのは、今後動物園として、守るということに加えて、攻めていかなければならなくなるのが予想されますよね、条例をつくったことで動けなくなったということにならないように思います。また、ショーなどを主体としているような動物を集めているところとどう分けられるのか、それを市民に分かりやすく表現ができるのかを心配して申し上げました。

○事務局(加藤円山動物園長) ただ、ショーを主にやっているところは、条例の一番最初の定義に当てはまりませんので、動物園でも水族館でもない施設ですとなっていくのではないかと思います。ただ、残念ながら、それについてはまた別なところで議論せざるを得ないのかなと思っています。

とはいえ、動物園、水族館の定義の範疇に当てはまるところについては、それによって何かの支障が生じるということにはしたくないと我々では思っています。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○宮本委員 お考えを教えてください。鷹匠の体験、フリーフライト、それから、齊藤慶輔先生が障がいを持ったシマフクロウの親善大使ということでいろいろところでアピールに使っていらしたのですけれども、そういうことに対する条例上の見解を教えてください。

○事務局(加藤円山動物園長) 前はお客さんの手に止まってくれるということをやっていたけれども、猛禽類の本来の生態を見ていただくとなっても、果たしてお客様の腕に止める必要があるのかです。

例えば、フリーフライトでここから向こうに飛ぶところを見ていただくということがあったとします。でも、それは触れ合いではありませんよね。ここでは、直接的な接触といえますか、餌を上げるということはやりませんと言っているのです。

ですから、傷病鳥獣を皆さんに見ていただいて、いろいろと説明することはこれに抵触するわけではないと考えております。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○有坂委員 今回のことに関連しますが、条文自体は文字だけですよね。というのは、このスライドの資料だと写真を使って説明してくださっているので、(1)から(3)が何を指しているのかがよく分かります。でも、文章だけだともしかしたら分かりづらいのではないかなと思ったのです。

そこで、例えば、こういうことと書けるのか、もう少し具体的に条文に書くことは可能なのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局(加藤円山動物園長) 条例も法律もそうですけれども、やはり、条文とはこういうものなのです。例えば、法律では逐条解説というものをつくります。そこで、我々もこの条例と一緒にこの解説書をつくらうと思っています。さらに、皆さんに分かりやすく、もっとかみ砕いたパンフレットみたいなものをつくらうと思っています。ですから、条例ができました、皆さん、これですよと言うだけで終わるわけではありません。

ここに書いてあるこれはこういうことですよ、先ほどの野生動物のこともそうですが、野生動物とそうではないものの違いはこうですよという解説書も同時並行でつくっています。

そのとき、私たちは擬人化をしませんよということについて擬人化した絵で説明するのはどうなのかというのは非常に微妙なところですが、分かりやすく説明する方法は取ろうと思っています。ただ、条文に詳しくたくさん書くというのは立法論的に難しいということです。

○吉中委員長 条例が制定される時、政策パッケージをというお話もありましたけれども、そうした広報のパッケージみたいなものについても工夫して分かりやすくしていただければご懸念の点は解消されるのではないかなと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中委員長 では、ご説明のあったとおり、これからさらに市役所の中で議論していただき、ブラッシュアップしていただいて、7月頃を目標にパブリックコメント、そして、その後、市民動物園開園にもう一度ご報告をいただいて議会にかけるという流れになるかと思っております。

パブリックコメントの実施に向けては、こういうものが動いているよということを皆さんからもいろいろな方にお知らせいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の議題に移ります。

議題の2は、令和3年度の予算についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小原経営係長） 資料2-1と右側に振っている資料に基づいてご説明をさせていただきます。

上段が歳入、下段が歳出となっており、それぞれ、左から科目といいますか、項目が載っておりまして、その次に来年度予算を載せております。また、今年度予算を比較としてつけており、その対比ということで増減を記載させていただいております。

まず、歳入についてです。

来年度予算は約4億4,700万円ございます。今年度予算が約4億8,700万円でしたので、今年度と比べると4,000万円ほど少なくなっております。

その理由について、内訳をご覧ください。

一番上段にある入園料ですが、今年度は4億5,600万円です。これに対し、来年度は4億1,000万円としておりまして、ここで4,500万円ほど少なくしております。といいますのも、コロナの影響を加味しなければいけないということで、こういう予算立てとしております。

実質1割ほどが減っていることになっているのですけれども、こちらの試算については、正直、私どもも非常に困っております。要は、コロナの終息がいつになるのかがなかなか読めないということがあります。そこで、歳入の見積もり方について、財政部局と協議させていただいたわけですが、誰も結果が分からないということです。

例年であれば、今年度の決算見込みを見て、過去3年間の実績を基に計算するのですけれども、来年度予算を考えると、令和2年度の入園料は参考にならないということになりまして、結果的には、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間の実績の平均を令和3年度の入園料の予算とさせていただきました。

このほか、売店使用料以下については今年度と変わりませんが、特にご説明させていただきたいところは寄附金となります。令和2年度は836万4,000円ですが、来年度は1,070万円ということで、230万円ほど増えております。

といいますのも、札幌市全体で寄附金が増えてきているということがあります。それは、ふるさと納税の関係になります。特に、今年度はふるさと納税の額が増えてきたということがあり、その恩恵を円山動物園でも受けているということです。

歳入については以上になります。

続きまして、歳出についてです。

令和3年度の歳出合計額は、四捨五入しますと7億8,400万円になります。今年度は7億3,200万円になっていますので、今年度よりも5,100万円ほど増えております。

先に内訳をお伝えしますが、動物園のランニングコストとなる動物園運営管理費が軒並

み今年度に比べて少ない予算立てとなっております。

なぜこのようになっているのかと申しますと、こちらコロナの影響でして、札幌市全体の予算がかなり厳しくなっております。円山動物園に限らず、札幌市におけるランニングコストについては、シーリングということで、一律5%削減するということがあります。

このほか、事業がなくなった、事業経費が必要ない、少なくなったものを別途計算しており、動物園運営管理費は今年度と比べてマイナスとなっております。

特に、その中でも、動物園条例制定費についてです。

先ほども説明させていただきましたが、今年度は300万円ついていましたが、令和3年度は予算がついておりません。予算がついていないというのは条例制定をやめるというわけではありません。今年度の300万円というのは、検討部会を立ち上げた際、部会委員として全国から来ていただいたということがあり、そうした方々の旅費など、人件費等でかかっていたものです。しかしながら、検討部会は終了し、お金のかかることがなくなったため、令和3年度は予算がついていないということです。

続きまして、太字の動物園整備費についてです。こちらをさらに細分化しますと、園内小規模整備費と類人猿館改築費の2本立てになります。

まず、園内小規模整備費とは、園内にある動物舎の老朽化に伴って直さなければいけないところがあるのですが、自前、もしくは、業者をお願いをして改修するものですよというようになります。今年度は3,200万円ありましたが、来年度は4,500万円ということで、1,300万円の増となっております。

今後の大きな予定としましては、乾燥庫という動物が食べる干し草を入れている倉庫があるのですが、これが相当老朽化しているためかなり湿気がたまってしまっており、乾燥庫であるにもかかわらず草が湿っている状況になってきております。こちらを建てるためにこのぐらいの金額を予算立てしていただいたところです。

次の類人猿館改築費については、今あるオランウータン舎と類人猿館を解体し、その後、新設に向けて工事に着工する予定でして、最終的には令和5年のオープンを目指しているところですので、その工事費の一部として8,000万円の予算立てをさせていただきました。

歳入と歳出の収支差は幾らなるのか、この数字は出しておりませんが、令和3年度は3億3,648万7,000円となっております。

円山動物園は民間の動物園ではありませんし、企業会計を取っておりませんので、収支均衡はしておりません。結果、歳入よりも歳出が多くなっておりますが、こちらのほうについては、言葉がいいかどうかは分からないのですが、札幌市から補填していただいているところです。

ここまでは予算のご説明をさせていただきましたのですが、A4判横の資料2-2と書かれたものをご覧ください。

先ほどから何度かコロナの影響でというお話をさせていただきました。今年度がまだ終わっていませんので、決算はまだ確定していませんので、どういう状況なのかについて皆さんにもご心配をいただいているかなと思われましたので、こちらの資料をご用意させていただきました。

左側には今年度の来園者数の状況を記載しております。また、右側は入園料がどのようになったのかを示しております。

まず、左側の来園者数の状況についてです。

冒頭で園長からもお話がございましたとおり、今年度は4月と5月は休園をしておりました。特に、5月はゴールデンウィークがあり、通常であれば、円山動物園には非常にたくさんの方に来ていただく時期です。その時期に休んだということが大きく影響しております。2月末現在で46万1,347人の方にご来園いただけただけですが、この来園者数について、昨年度、同じ期間で比較しますと、45.2%ということで、半分以下となっております。

続きまして、右側の入園料収入についてです。

上のグラフは2019年度と2020年度を並べて記載しております。

入園者数については前年度と比較しますと45.2%の入園者数であるとお話ししましたが、入園料収入については前年度と比較し、約57%となっております。

このように入園者数と入園料の数字に若干の差が生じているのですけれども、こちらはなぜなのかと言いますと、昨年4月から料金改定を行っているということがあります。

入園料は、600円から800円に、年間パスポートは1,000円から2,000円に、このように料金改定をさせていただいております。入園者数と入園料収入の前年度との差というものは料金改定が大きく影響したのではないかと分析しております。

いずれにしても、歳入が歳出を上回っているというのは予算も今年度の決算見込みでも変わりませんが、札幌市からの補填があります。円山動物園は、コロナで来園者数、入園料収入、ともに減ったわけですが、動物飼育については通常どおりしっかりとやらせていただいております。

○吉中委員長 今のご説明に対し、何かご質問があればお願いします。

○太田委員 二つ質問をさせてください。

資料2-1の歳出の動物園運営管理費の中の動物園経営費についてです。

大変減っているのですが、この経営費の内訳として、何があるのかを教えてくださいと思います。

次に、資料2-2での来場者数の収入についての考察で、料金改定があったからということについてです。

以前ももしかしたらご説明をいただいたかもしれませんが、無料で入ってくる方はどういった方なのでしょう。有料の方と無料の方について、2019年度、2020年度に右下にあります。それはどういう人たちなのかを教えてください。

○事務局（小原経営係長） まず、歳出の動物園経営費の中の内訳についてです。

大きなものとしましては、動物の餌代があります。また、我々職員以外にも、園内を運営するに当たって委託業者に植栽の管理をしてもらっております。あるいは、清掃業者に支払う費用がありますし、券売所や総合案内など、多くの業者様に支えていただいているのですが、こうした委託費が大きなところを占めております。

○事務局（加藤円山動物園長） 餌代なんかは10分の1ぐらいで、光熱費が大きいかと思います。

○事務局（小原経営係長） 次に、無料の方の内訳についてです。

まず、中学生以下の方です。ただ、これは、中学生というよりは、小学校の低学年、幼稚園や保育園の方など、団体様で来られているということがあります。

また、高齢の減免の方々も無料で来られています。

○太田委員 これを拝見するに、無料の方も減っていますよね。これはインバウンドの影響もあるのかなと思ったのですが、それ以前に市民の方も来ていらっしやらないのだなと分かりました。今後、コロナが終息し、市民の方が来られるようになれば、入場料が上がった分、収益は上がる傾向にはあるのかなと思います。

それにしても、歳出の中で、経営管理費というのは根幹を占める場所ですよ。基本的な運営経費の予算は減っていますが、どうぞ動物たちが寒い思いなどをしないようにお願いします。

○事務局（加藤円山動物園長） 入園者に占めるインバウンドというのは全体の5%ぐらいでして、7割以上は札幌市民に繰り返し来ていただいています。

前半、子どもの遠足で来てもらえませんでした。それは秋で回復してしまっていて、やはり、70歳以上の無料の人が相当数減っているのです。それは自粛されているのと、恐らく、ちょっと今は我慢してねと言われていたりするのではないかなと思っています。

実際、園内でお年寄りを見かける割合が少ない気がします。前であれば3世代で来られた方も2世代になってしまっているというようなこともあると思います。ただ、コロナが終息すれば、そういった方は戻ってきてくれるのかなというふうな印象があります。

そして、経営費についてです。

そのとおりですが、動物園のようにいろいろな経費が交ざっているところは実はあまりなく、札幌市の予算として一律5%を削りますよと言われてしまうと、動物園では6億円ほどありますので、当たりが大きいのです。ですから、非常に苦しいのですが、それでも動物にかかっている餌代や動物のための暖房費や冷房費を死守しなければなりませんので、ほかの部分で節約をして何とか埋めていこうと考えています。

また、この7億8,000万円の中に我々正職員の人件費は入っておりません。大づかみで話をしますが、これに我々正職員の人件費を入れれば10億円ちょっとになるはず。それに対して収入が4億5,000万円ぐらいなので、半分以上は税補填しているところではありますが、動物園というのは環境教育施設であり、保全のための施設だというこ

とで市の税を入れて回しているということです。

ここで、来年度もコロナが続き、入園料が減ったらどうなるのだという心配があるかもしれません。しかし、入ってくるお金のお財布と出ていくお金のお財布は別なのです。だから、収入が少なくなったからといって、その年に使えるお金が減るわけではありません。逆に言えば、頑張っても収入を増やしても使えるお金が増えるわけではないということもありますが、そういう仕組みなので、これからも休園期間がいっぱいあったら動物が困るのではないかということにはなりませんので、それは説明しておきたいと思います。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○宮本委員 一つは、円山動物園のこれからの姿勢についてです。

例えば、シンリンオオカミなどは飼育していかないわけで、その予算が今いる動物のために手厚くなるということはあるのでしょうか。

もう一つは、類人猿館の改築について、もう少し詳しく教えてほしいということです。オランたちは一時避難みたいなことをするのだと思うのですけれども、そういう予算はどうなるのか、教えてください。

○事務局（加藤円山動物園長） シンリンオオカミなど、飼育を断念する種類が幾つかありますけれども、当然ながら、その動物がいた施設を空き家にしておくわけにはいかないから、我々が飼育を推進していこうとかと思っている動物で埋めていき、その分は手厚くなるかなと思います。

次に、類人猿館についてです。

ここに書いてある8,000万円で全部が建つわけではありません。令和5年までかけて建物を建てていくわけですが、ざくっと言うと10億円ぐらいがかかります。

また、建て替えをしている間、そこにオランウータンがいられません。そのため、雄のオランウータンについては釧路市動物園に一時お預かりをいただくこととなります。その際、餌代などの経費は少しかかりますけれども、この中では僅かな額です。そして、雌とその子どもについては、病院の施設を改修し、そこに入れてもらうこととなります。

なぜ雄雌を分けなくてはならないかですが、やはり、雄はすごく力が強いので、オランウータン舎以外に入れられる可能性がある場所がなかったということがあります。釧路市動物園にはもともとオランウータンがいたところの升が一つ空いていたので、そこに入れてもらいます。特に、弟路郎は釧路市動物園生まれなので、一時、里帰りしてもらいたい感じがなります。

なお、建物についてですが、屋外施設はあのまま、屋内施設の建て替えをしまして、屋内施設は今の3倍ぐらいの大きさになります。建物の高さは12メートルぐらいで、オランウータンが有効的に使えるのは8メートルなので、今の2倍近くの高さになります。これにより、木の上で生活をするオランウータンが木の上で生活する姿を見られるようになるかと思います。

また、そこには、オランウータンだけではなく、虫や魚も一緒に飼育し、アジアの熱帯

雨林を再現したいと考えておまして、令和5年に何とかオープンできないかなと思っています。

○吉中委員長 大変楽しみですね。

ほかにございませんか。

○矢野委員 札幌市立病院の累積債務は100億円あるそうです。お医者さんの人件費が6割、薬剤や機材を買う経費が3割ということで9割です。それに比べると、円山動物園は、年5億円、市民の税金で補填されているとのことでした。市長はあと6年もたったら変わると思いますが、条例をつくり、何とか税金の補填もいただきながら運営していったほしいなと思います。

○吉中委員長 そのためにも条例をぜひ早期に制定していただければなと思います。

ほかにございませんか。

○相原委員 確認というか、勉強のためにお聞きします。

入園料の予算を見ますと、個人、団体、パスポートの内訳も踏まえ、単純計算すると41万人程度の来園者数で、結果的に入園料がこれぐらいと出ていますけれども、実際、これはどういう内訳で計算されるのかが分からなかったのです。

入園料の積算では年間パスポートの方が多いのだろうなということは大体推測できたのですが、どんな感じなのかを教えてください。

○事務局（小原経営係長） 入園料についてです。

資料2-1の備考欄には予算立てする際の目安として記載をさせていただきましたが、最終的には毎年度の歳入の実績に基づいて計算しております。

なお、資料2-2の右側の来園者数のところでは有料と無料と分けておりますが、有料の来園者数については実はちょっとしたからくりがありまして、年間パスポートで来園された方は延べ人数でカウントされています。例えば、1枚を買われ、2回行かれた方もいれば100回行かれた方もいるわけですが、何回行かれても2,000円となりますので、正直、この人数が入園料に比例するかなりますとなかなか難しいところがあるかなと考えております。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題の3は、70周年事業についてです。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小原経営係長） 資料3をご覧ください。

今年の5月5日で円山動物園はおかげさまで70周年を迎えることができます。既に今年の1月から70周年記念イヤーということでいろいろとしていますが、円山動物園としましては、1にあるとおり、その期間を二つに区切りました。

一つ目は、プレ期間ということで、今年の1月1日から3月31日までを周知の期間と

しております。

そして、実際の記念期間は、4月1日から来年の3月31日までとなります。

このように、今年の1月1日から来年の3月31日までとはなりますが、長期間にわたって70周年記念事業を行いたいと考えているところです。

ただ、記念事業を行うに当たってもある考えの下で行っていききたいということで、いろいろと園内で考えました。そこで、開園70周年のコンセプトですが、「感謝と未来」としました。

その理由はここに記載したとおりですけれども、動物園に今まで携わってきた方、動物たちへ感謝をするとともに、円山動物園の今後の未来を市民とともに作り上げていくためです。

あわせて、キャッチフレーズがあったほうが皆さんにも気に留めていただけるだろうということで考えまして、それが「これからもZOOっと」というものです。これには、持続可能な動物園の運営を目指すとともに、これからも市民に愛される動物園であり続けるためという意味が込められております。

さらに、このコンセプトとキャッチフレーズを基に、70周年を記念するロゴデザインをつくることとし、これについては一般公募をさせていただきました。325点の公募がありました。この中から6点を候補として選び、その後、一般投票を行いました。

今回、皆様のお手元にバッジをお配りさせていただきましたが、このロゴマークに決定しました。

なお、お配りしましたものは記念にお持ち帰りいただければと思います。

このコンセプト、キャッチフレーズ、ロゴマークの下、昨年12月から既にいろいろと事業を行わせていただいております。最近では、3月に入り、合同会社広工房アルティスタとのタイアップで円山動物園の昔話をデザインしたポストカードを販売しました。また、円山動物園のPR大使ということで、70周年だけではなく、今後も期間を限定することなくお願いすることになっているのですけれども、小澤ちひろ様、佐藤広大様、Rihwa様と、皆様、歌手の方ですが、円山動物園とゆかりのある方にPR大使になっていただいております。円山動物園を園外でもPRしていただいております。

このほか、ちょうど本日の午前中だったのですけれども、札幌コンサドーレ様のほか、バードライフ・インターナショナル東京様という野生の野鳥への保護、保全に取り組んでいる団体様と連携協定を結びました。

今後は、恐らく4月の下旬になるかと思いますが、開園70周年を記念した入園券を発売させていただくほか、センチュリーロイヤルホテル様とのコラボ企画ということで、70周年を記念した限定ランチや限定ケーキをご提供いただく予定です。そして、肝心の5月5日の円山動物園の誕生日には、記念誕生祭ということで、何かしらの催しを予定しております。

あわせて、円山動物園という名称になったのが9月15日です。誕生日が二つある状

況になっております。そのため、9月15日についても何かしらの催し物をし、皆様に感謝の気持ちを伝えたいと考えております。

このほか、企業様との連携企画等もいろいろとあるのですが、この段階でお伝えできるものとしては、70周年記念の写真展、動物園条例の関係でのシンポジウム、また、昨年から行っております有料プログラムでのプレミアムツアーについて、70周年記念ということでバージョンアップしたものを開催したいと考えております。

○吉中委員長 ご質問やご意見、ご提案等はありませんか。

○有坂委員 一つだけ教えてください。

開園70周年のキャッチフレーズのところに持続可能な動物園の運営と書いてあるのですけれども、運営を持続可能にするということですか。

○事務局（小原経営係長） 広い意味での持続可能と考えております。

○有坂委員 恐らくそうなのかなと思って聞きましたが、こうやって書いてしまうと運営が持続されればいいという感じに読めてしまうかなと思いました。

言わんとしていることは、市民に愛され続けることの持続性で、それが大事なのではないかと思いますので、これは逆にしたほうがいいと思います。これからも市民に愛される動物園であり続けるために持続可能な動物園の運営を目指すという表現にしてはどうかと思いました。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 二つ教えてください。

まず、これに関する情報発信に関してはどのような手段を考えてらっしゃるのでしょうか。札幌市の規定で動画などは頻繁に出せないと聞いておりますけれども、特に考えてらっしゃるようなことがあれば教えていただきたいと思います。

また、動物園が利益を出せないと聞いているのですけれども、私たち市民の動物園なのだという意識を市民の皆さんに持ってもらいたいということがあり、コロナ禍で入場料が減っているというのは市民の心の中にもあるはずで、何とかしたいという思いはあると思います。例えば、缶バッジを投げ銭的に寄附してくださいなど、利益を出すという意味ではなく、市民の方たちが自分たちの動物園を支えなくてはと思えるような仕組みをつくれなかなと思ったのですが、何かお考えのことがあれば教えてください。

○事務局（加藤円山動物園長） 寄附という意味では、今、70周年のロゴマークを使ったグッズをつくりましたので、それを返礼品にして寄附を募るということは考えておりました。

また、個人の方というのもあるのですけれども、いろいろな企業にこのロゴマークを使った商品を販売してもらい、一部売上げを寄附していただくことはできないかなと思っていまして、今、コーヒー屋やパン屋において、70周年記念パンができないか、その調整しているところです。

そのほか、人員の関係もあり、マーケティングを簡単にはできないのですが、例えば、

会員カードみたいなものを使ってマーケティングをする仕組みができないかというようなことも模索しているところです。

いずれにしても、直接的に我々が商品をつくって売るといのはなかなか難しいのだけれども、いろいろな企業の協力を得ながら、うちにもお金が少し入ってくるようなこともやりたいと思っています。

また、情報発信についてです。

今日の午前中、札幌コンサドーレ様とバードライフ・インターナショナル東京様と連携協定を結びましたが、それをライブで配信したり、映像を撮ったものをユーチューブで配信したりということもしています。今のコロナという難しい状況でそういったこともだんだん進んできてはいるので、そうした情報発信はしたいなと思っています。

それから、新聞社やテレビ局の協力も得なくてはいけないと思っております、様々なメディアに協力をいただきながら、我々にできる範囲でPRをしていきたいなと思っております。

○太田委員 情報発信に関して質問します。

テレビや新聞というのは高齢者の方が見る傾向がありますよね。色んな市民に情報発信することについてですが、新しくお金をかけない発信をすべきであると考えておまして、それについてはぜひお考えをいただきたいです。

また、先ほど企業とのタイアップ云々というお話がありました。そのほうが着実でお金を読みやすいのですけれども、B to Bでは、結局、市民と全く関係ないところにあるものです。私の発言の趣旨というのは、寄附としてお金を上げるというよりも、市民一人一人が支える動物園なのであるという意識を持っていただくための何かをすべきではないかということとして、10円でも1円でもいいのですが、子どもたちなど、僕たちのお小遣いから出した10円でシロクマさんは元気にいるのだよなど、これは極端な言い方ですが、そうした市民が支える動物園というという仕掛けをつくっていただけたらうれしいなと思ひ、発言しました。

○事務局（加藤円山動物園長） 努力をしたいと思います。

○事務局（小原経営係長） 補足をさせていただきます。

今、園長から話をしました寄附について、昨年12月から、通販会社のAmazonで「ほしい物リスト」というものがあるのですけれども、こちらを通して円山動物園が欲しいものをリストアップさせていただいております。園のホームページに記載させていただいておりますが、皆様からかなりご寄附をいただいております。金額的にはそんなに多くはないのですけれども、実績としましては、昨年12月から始めたもので約37万円となっております。

今回はこういう制度をやったことをお伝えしたいというわけではなく、今ご指摘いただいたように、こういう目的で寄附をいただきたいですという話をした後に、このような使い方をしていますということで、ご寄附いただいたものを皆様に紹介するようなホームペ

ージのつくりとしております。

先ほど太田委員からご指摘がありました。皆さんが協力して円山動物園を支えているというような仕組みについて、動物園では少しずつ取り組んでいるということをお伝えさせていただきます。

○吉中委員長 ほかにサポートクラブという仕組みもありますから、少額の個人の寄附の仕組みもあるのですけれども、それをさらにPRしていただければと思います。

ほかにございませんか。

○有坂委員 今の話に関連して、先ほどふるさと納税のお話が出されましたが、今、札幌市民ではなくても、円山動物園で育った人たちが全国にはいらっしやるかと思えます。70周年なので、その人たち向けに何かをPRしてもいいのではないかと思います。

ふるさと納税でかなり寄附していただいているようなので、そこへのアプローチがあってもいいのかなという気がしました。

○事務局（加藤円山動物園長） 直接的な動物園の返礼品ではなくても、札幌市が返礼を出しているもので寄附先を円山動物園としてくれている方も結構増えているので、出し方としてはそういうものもあるかなと思います。

○吉中委員長 お金の面もそうですけれども、市民への意識を高めていく努力をさらにしていきたいですし、私も何かできることはないかを考えてみたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中委員長 続きまして、議題の4の円山動物園駐車場の設置についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小原経営係長） 円山動物園の新しい駐車場のお話についてです。

資料4をご覧ください。

まず、背景からです。

現在、円山動物園を利用するための駐車場としましては、円山公園第1駐車場と円山公園第2駐車場の二つがあります。合わせて950台ほどの車を止められるような駐車スペースになっているのですけれども、それだけの台数分のスペースがあったとしても、ゴールデンウィークのほか、夏休み期間中の土曜日や日曜日には車でご来園される方が多く、駐車待ちの車が道路にあふれてしまうというような状況もあります。

これにより、長時間お待ちいただくことになりまして、こちらの近くにお住まいの方にとっては交通障害を受けてしまうなど、いろいろな問題がございまして、何とか改善しなければいけないということで、円山動物園としては長年課題として考えておりました。

この際、円山動物園の近くに円山総合運動場があるのですが、ここの補助競技場のところはそれほど利用頻度が多くありませんでしたので、こちらを駐車場として使うことができないかを庁内で検討した結果、問題ないということで、昨年12月の議会において、その補助競技場を規定している札幌市都市公園条例を改正し、円山総合運動場の補助競技場

を円山動物園駐車場と名称変更させていただき、従来どおり競技場として使用することができるほか、必要などときには駐車場として使用できる取扱いに変更しました。

1枚めくっていただきますと、円山公園全域を示す地図を載せております。

左上に補助競技場と記載されたところがあります。円山動物園からしてみると左上と言ったらいいのでしょうか、ここに位置するもので、この補助競技場から円山動物園まではどんなにゆっくり歩いても5分で着くくらいのところにあります。

こちらは、今、補助競技場となりますけれども、4月からは円山動物園駐車場と名称変更をすることになります。

1枚おめくりください。

その補助競技場は、今、記載にありますとおり、野球のグラウンドや社会人サッカーチームが利用しているグラウンドです。ここでは車が止まった場合を想定し、白く区画整理をさせていただいたのですけれども、こうすることで最大で226台が止められます。

ただ、先ほどもお伝えしましたとおり、こちらを駐車場として利用しないときは、従来どおり、グラウンドとして利用されますので、地面についてはアスファルト舗装をすることなく、土と雑草の状態のままとなります。

ここで資料4の1ページにお戻りください。

次に、運用方法です。

今お伝えしましたとおり、名称は変更するのですけれども、駐車場として利用しないときは、今までどおり、競技場として利用されます。

駐車料金ですが、第1と第2の既存の駐車場が1回当たり700円になっておりますので、そちらと同じ料金とします。

なお、グラウンドとして利用する場合ですが、もともと、1時間当たり1,200円で貸出しをしておりますので、同額の使用料を徴収することになります。

また、今年の4月1日から名称が新しく円山動物園駐車場と名称が変わります。

○吉中委員長 何かご意見はございませんか。

○矢野委員 私は、円山西町町内会の会長もやっていて、連合町内会で言いますと、ここは宮の森大倉山連合町内会の地区内にあるのです。そして、ここは大倉山小学校の運動会の練習場と運動会の会場にもなっています。

ただ、地盤が粘土質なものですから、ちょっと下がっているところといいますか、凹んでいるところがあるのです。昔は沼地だったと聞いていますが、そこを埋めてつくったグラウンドなものですから、雨が降ったらかなりぬかります。また、車が出入りをすると、道路に泥がかなり付着するのです。そういう場合は、中央区の土木センターに言い、北海道ロードメンテナンスという会社に散水車を回してもらいたいと思います。

なお、私は決して反対しているわけではありません。

あと、この住宅街、ここは宮の森明和会という町内会になりますが、全部が駐禁になっています。宮の森交番が管轄していますけれども、連休と混むときには住民には周知をし

たほうがいいかなと思います。

駐車場を見ていますと、まず、第1駐車場が満杯になり、第2駐車場へといきます。ただ、ここも除雪の重機の置き場所だったのですよ。黄色いグレーダーという路面を削るものがありますよね。今は第1駐車場に置かせてもらっていますけれども、予算がないということで、3階建ての計画があったのですけれども、できませんでした。

また、北海道神宮の風致地区ということで、高さ制限があるのと予算の関係もあり、2階までになりました。では、その重機をどこに持っていくのだということになって、第1駐車場の下のほうに置かせてもらっています。

結構なことなのですが、住民としては、円山動物園だけではなく、除雪の関係もありますし、町内会の意見も聞いていただくなど、全体を考え、なるべく住民とトラブルを起こさないようにやってほしいと思います。

いずれ、ここを2階建てにするなど、広げていく可能性もあると思います。町内会の会長としては、なるべく住民ともめないようにしてほしいなということです。ガードマンなどをちゃんと配置してやってほしいなと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 動物園駐車場といいますか、公園の駐車場があふれてしまうというのは年間で30日ぐらいなのです。ゴールデンウィークのほか、夏休み期間中、あるいは、野球の試合とかぶったときです。

ですから、ここを駐車場として常時開放するつもりはなく、第1・第2駐車場がいっぱいになり、渋滞ができてしまうときにここを開放しようと思っています。

当然ながら、雨の日はお客さんが少ないので、この駐車場を開放するまでの状態にはなりません。ですから、雨でぬかるんでいるところに泥を引っ張ってくるということはあまり考えられないですし、晴れた日でも、駐車場として使った後、運動場として使うのに支障があるのであれば、我々の責任で整地をしたいと思っています。

また、住民の皆さんへの周知についてですが、ゴールデンウィークは一方通行にさせていただきますが、それについては皆さんにお知らせをしていますよね。それと同じように運用する日はお知らせをいたします。

そして、大倉山小学校の運動会での使用についてです。ゴールデンウィーク明けから練習が始まるかと思いますが、そこはバッティングしない旨、学校とも調整していますし、ここを駐車場として使わせていただくことについては連合町内会にもご相談をさせていただいた上でやっていますので、町内会ともめるということはないのかなと思っています。

それから、将来、ここを2階建てにするということは考えなくてもいいのかなと思っています。ここがいっぱいになるぐらいにお客さんが来てくれるのはとてもいいことですが、現状ではなかなかそういう状況にはないかなと思っています。

○矢野委員 とにかく、交通事故ですよ。物損は仕方がないとしても、子どもをはねるというようなことがあったら大変なことになります。住民がもう一斉に反対に回りますから、ガードマンの配置を多くしてもらい、絶対に人身事故だけは起こさないとしていただ

きたいなと思います。

宮の森明和会とのトラブルは多少あるかと思いますが、とにかく、人身事故があったら学校関係は騒ぎますし、幼稚園も騒ぎますし、住民も騒ぎまして、とんでもないことになりますので、その辺だけは十分に注意していただきたいと思います。

何が起きるかは分かりません。低速で周りをぐるぐると回るのではないかなと思いますけれども、特に、人身事故、子どもの引っかけ事故には十分気をつけてください。

○事務局（加藤円山動物園長） ここはお金をいただくということもあって、ガードマンについては多めに配置をすることを考えています。

そして、まずもって、駐車場については第1と第2に誘導し、車列ができてからこちらに誘導するということになりますので、ここをめがけて車列ができるようなことがないような仕組みで進めていきたいと思っています。

○吉中委員長 矢野委員のおっしゃることは全くごもっともだと思いますので、十分に気をつけていただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中委員長 続きまして、議題の5の新着・出産・転出等動物の状況についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（黒川動物診療担当課長） 資料5をご覧ください。

転入、転出、繁殖などの動物について、当園の動物台帳に従って資料を作成したものとなっております。

まず、転入・転出動物の状況です。

10月19日に経済産業省の保護個体としてペレンティーオオトカゲの雄雌の各1頭を搬入しております。

また、10月28日には、オジロワシの雄1羽を千葉市動物公園より搬入しております。オジロワシについては、昨年3月に雌が死亡して不在となっておりますが、これにより再び展示を始めております。

なお、転出についてはございませんでした。

次に、死亡動物の状況です。

11月2日、ゼニガタアザラシの8歳の雄のちはるが肺の悪性腫瘍により死亡しました。ちはるは2012年に当園の旧海獣舎で生まれまして、2018年には新設されたホッキョクグマ館に引っ越し、ほかのゴマフアザラシとのびのびと暮らしておりましたけれども、昨年9月ぐらいから食欲の減退が見られまして、検査により重度の貧血が判明し、治療を行っていたところでしたが、残念ながら亡くなりました。

今まで応援して下さった皆様に厚くお礼を申し上げます。

次ですが、1月10日、アムールトラのアイが悪性の乳腺腫瘍により死亡しました。

アイは2002年にベルリンのティアパーク動物園で生まれまして、2004年に円山

動物園に来園しました。そして、雄のタツオやリングと一緒に大型ネコ科のすばらしさ、絶滅危惧種として自然環境保護の大切さを教えてくれておりましたが、昨年7月に検査により広範囲に悪性と考えられる乳腺腫瘍が分かりました。しかし、手術による切除が難しいと判断し、その腫瘍の悪化や痛みを緩和する治療を行っていましたが、残念ながら亡くなりました。

アイについても、これまでかわいがっていただいた皆様に心からお礼を申し上げます。次に、主な繁殖の状況です。

11月29日、11月30日にそれぞれ1頭のハカダデバネズミが生まれております。このうち、1頭は残念ながら12月8日に死亡しました。ハカダデバネズミについてはこれからも引き続き繁殖に取り組んでまいりたいと思います。

○吉中委員長 ゼニガタアザラシとアムールトラは残念なことになってしまったということでしたが、何かお聞きになりたいことはございませんか。

○太田委員 アムールトラのアイは、いつもずっと座って拝見しており、大好きだったので、ニュースを知ったときは大変悲しく思いました。今までありがとうございました。

実はほかにもピンポイントで好きな動物がいて、例えば、私は、エボシカメレオンとカンムリシロムクが好きなのですね。

でも、カンムリシロムクに関しては、いつの間にかどこにも展示しなくなったと記憶しています。子どもができ、移ったと聞いていたのですが、結局、発見できず、今日拝見したら亡くなっていたので、もうお目にかかれないのだなと思いました。

また、エボシカメレオンに関しては3頭が入り、まだ1頭ぐらいはいるのかなと思ったのですが、先日行ったら調整中の張り紙があったので、もう会えないのかなと思ってしまいました。

入園者の気持ちで申し上げますと、いきなり調整中と貼られてしまうのはとてもショックなのです。ホームページ等で亡くなった動物などは拝見できるのですけれども、あまり見たくないのも、いつもいるだろうと思って恐る恐る訪ねてみることもあります。

ほかの動物園でどうされているのかは分からないのですが、小さな動物たちでさえピンポイントで会いに行っている市民がいるということ、いきなり調整中の札を貼る以外に何かお考えや手だてを検討いただけるとうれしいと思い、僭越ながら発言しました。

○事務局（黒川動物診療担当課長） 960点余りの動物がおりまして、小さい動物ですと、もしかしたら毎日1頭という頻度であるかもしれません。そうなりますと、ホームページが訃報だらけといったら語弊がありますが、そうなることもあり、中規模・中型以上で名前をつけ、個体識別し、皆様によく知っていただいた動物については、獣舎に張り紙を貼る、あるいは、ホームページでお知らせしていますが、エボシカメレオンについては特にそういった掲出がございませんでした。

これについては本当にお心をお察しいたしますけれども、何らかの工夫した掲示を今後とも考えていきたいと思っています。

なお、カンムリシロモクは雄雌の親個体はまだ展示されています。

○事務局（加藤円山動物園長） カンガルー館があって、通路側のほうにいます。

○事務局（黒川動物診療担当課長） 雄雌で繁殖の時期は過ぎたとはいえ、目隠しといたしますか、鳥たちの福祉のためにちょっと見えづらくしているのですけれども、ご覧になれますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（加藤円山動物園長） エボシカメレオンについては3頭が入ったのですけれども、展示するまでに至らないといえますか、バックヤードで育成している段階で3頭とも死んでしまったため、お伝えする機会もなかなかなく、申し訳ないと思います。

急にいなくなったとなると皆さんは非常にショックを受けられるので、例えば、具合が悪くなったとすれば、その段階で、どういう状況なのか、どういう治療しているのかをしっかりとお伝えするような仕組みを今取っています。

ただ、人間ではなく、野生動物なので、自ら痛いとか調子が悪いとかとは言わないです。ですから、ぎりぎりまで本当に普通の状態から死んでしまいます。アザラシなんかもそうですけれども、あまり元気がないなという状態はありますが、普通に泳いでいるのです。でも、開いたら全身がんだったということもあります。

このように、なかなかお伝えできない場合もありますけれども、例えば、虎なんかは、食欲がなくなっていましたので、麻酔をし、検査をしましたが、そういう経過も含めて皆さんにお知らせをしてきました。こうした場合はできる限り継続したいと思います。

○太田委員 おっしゃるように、アイなど、個体識別があって人気のあるものだけでホームページはよいと思います。ただ、行ったら突然調整中となっているとショックがありますということをお伝えしたかったです。

○事務局（小菅環境局参与） 爬虫類は自分が生きていける環境が非常に狭いのです。まず、施設があって、次はそこで何を飼うかを決めるわけですが、その飼う動物のために少し環境を変化させてやらないとすぐには飼えないのです。

哺乳類や鳥類のような恒温動物だったら我慢できるのですけれども、爬虫類は我慢できないのですね。調整中というのはそういう意味なのです。施設の環境条件を調整し、適正な環境になったら新たなものを入れようという意味での調整中なのですが、そういうことを詳しく伝えていなかったということだと思います。

それに、太田委員がおっしゃるとおりで、名前がついてなくても、ここで暮らしていたものが死亡してしまったら、少なくとも、どんな感じで死亡したかを気にしている人が見たら分かるようにしておかなくてははいけません。そう思ってくれている人がたくさんいるということのをこれからも飼育現場のほうに伝えたいと思います。

私としては、死亡したら、その死亡原因までしっかりと伝えるべきなのではないかなと思っていて、そういうことが伝えられないような飼育をするなど言っています。ちゃんとしてここまで手を打って、こうやってきたけれども、死亡してしまいましたというようなコメントをこれからもきちんと出してくれるように伝えたいと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） その辺りは円山動物園では非常に気を使って出しているつもりですし、今、それがほかの動物園にも少しずつ広がっているような気がします。亡くなった経緯や診断内容も含め、全部をお伝えしているつもりですので、よろしく願います。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○有坂委員 1つだけ教えてください。

雌雄が不明なものが幾つかありますが、これは、死亡した個体について、死亡原因をはじめ、雄だったか雌だったか、その個体についてある程度は調べるだろうと想像するのですが、どの程度調べるものなのでしょうか。

例えば、両生類であればこの項目など、基準みたいなものはあるのでしょうか、教えてくださいませんか。

○事務局（黒川動物診療担当課長） 動物が死亡した場合、解剖して調べるということは必ず行っております。また、雌雄が分からないものについては解剖した結果、それでも判明しなかったというようなものです。

○有坂委員 全て動物園の中で調査は完結するのですか。

○事務局（黒川動物診療担当課長） いえ、物によっては、大学に持ち込んだり、あるいは、組織を持ち込み、組織検査というレベルで見させていただいたりすることもあります。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中委員長 それでは、予定していた五つの議題の審議が終わりましたが、その他ということで資料を1枚つけていただいておりますので、こちらのご説明をいただけますか。

○事務局（小原経営係長） 事務局からのご連絡ということで資料を1枚ご用意させていただきました。

円山動物園における入園整理券予約システムの導入についてです。

こちらは、本日の午後に報道機関各社様に情報提供をさせていただいた資料です。

円山動物園では、新型コロナウイルス対策ということで、マスク着用の義務化を早い段階で皆様をお願いしたり、検温や施設の消毒等をやってきたところではあるのですが、今問題になっている新型コロナウイルスのリバウンド対策のため、4月19日月曜日から入園整理券の予約システムにより、1日の最大入園数を8,000人に制限させていただきたいと考えてございます。

だんだんと暖かくなり、来園者数も徐々に増えてきております。ゴールデンウィークは、例年であれば、天気のいいときなら1万6,000人ほどご来園されることもあります。それを最大人数と考え、その半分の8,000人を上限に人数制限をさせていただきたいと考えているということです。

その完全予約制の開始日ですけれども、4月19日月曜日からさせていただこうと思っております。

ただし、予約の受付自体は4月1日から開始をさせていただき、1日から18日の間でも予約は可能ですけれども、あくまでも、この期間につきましては、完全予約制の移行期間ということで、予約していない方もご入園いただける取扱いとさせていただこうと思っております。

ちなみに、どれだけ先までの予約が可能なのかですが、予約申込みの当日から開園日で数えて14日先までとさせていただこうと思っております。あくまでも、この人数制限というのは、新型コロナウイルスの再拡大防止、リバウンド防止が目的でして、いつには終わりますと今の段階では言えません。ですから、新型コロナウイルスの感染拡大終息の状況を踏まえ、終了時期については決定させていただこうと思っております。

それで、実際の予約方法ですけれども、インターネットでの予約をメインに考えております。インターネットもしくはスマートフォンで円山動物園のホームページに行ってくださいと予約のページに飛ぶことができまして、こちらでご予約していただくことができます。

ただし、インターネット環境にない方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方のために電話での予約も可能としております。今回の事前予約のために専用回線を設けさせていただいており、こちらにお電話をいただきますと予約することが可能です。

また、インターネットについても電話についてもそうですけれども、一度にご予約できるのは、申込者も含め、5名様までとさせていただこうと考えてございます。

裏面をご覧ください。

次に、入園方法についてです。

あくまでも4月19日以降の話になるのですけれども、予約をした方でなければお入りいただくことができません。予約した際、インターネットの場合であれば、QRコード付きの整理券をメールアドレスに配信させていただきますので、当日ご来園された方におかれましてはQRコード付きの整理券を動物園スタッフに見せていただき、入園券が必要な方はお買い求めいただきます。もしくは、既に年間パスポートを持っている方については、入園する際にQRコード付き整理券をスタッフに見せてご入園いただくこととなります。

このように、お子様もお年寄りの方も障がい者の方も、皆様に予約をしていただくこととなります。お手数ではあるのですけれども、リバウンド防止ということで、皆様にはご協力とご理解をいただければと思います。

本日の午後、こちらを報道機関に情報提供をさせていただいたわけですが、どうしてもこの文面だけでは伝わりにくいところもあろうかと思いますので、3月27日土曜日の午後に報道機関の方はこちらにお越しいただき、実際に使用する読み取り端末機やQRコード付きの整理券をご覧いただいた上での改めてのご説明の場を設けさせていただく予定です。

○事務局（加藤円山動物園長） 今、入場制限という話をしましたけれども、8,000人を超える日は年間何日あるかというと、102万人来ていただいたおととしても年間2

0日近くしかありません。

ですから、ゴールデンウィークと夏休み期間中の一部以外については、来たい人は普通に入れます。ただ、ちょっとお手間ですけれども、予約をしていただきたいということです。

○吉中委員長 ご意見等はございませんか。

○矢野委員 今見たのですけれども、幼稚園の団体入場、小学校の見学なども駄目なのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 幼稚園や小学校は事前バスのご予約をいただくのが通例なので、そのときに人数を確認させていただき、手続をすることになります。

○矢野委員 そのときは5人以上でも構わないのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 学校や幼稚園に入力をしてもらうわけではないので、そうはなりません。

○矢野委員 よく分からないのですけれども、幼稚園のバスの園児は非常に楽しみにしているのですが、その子たちも断ってしまうのかと聞いているのです。

○事務局（加藤円山動物園長） 断りません。

○事務局（小原経営係長） 今、園長からも話があったとおり、通常、団体様、特に幼稚園や小学校、あるいは、障がい者の方々もそうですけれども、団体利用の際は引率の方がいらっしゃいます。その方からは減免の申請ということで、まとめてこれだけの人数が来ますということをあらかじめ教えていただいております。

それを教えていただいた段階で、我々のほうでは人数をカウントさせていただいておりますので、改めての予約は必要ありません。

○吉中委員長 広報というか、連絡が大変だと思いますけれども、どうぞよろしく願います。

ほかにございませんか。

○相原委員 2点お伺いしたいと思います。

1点目は、今回のこのシステムの導入について、実際それほどかかるわけではないかなと思うのですけれども、予算案という資料をいただいていたので、ご質問しますが、予算に対する影響はあり得るのでしょうか。

また、2点目は、整理券を8,000人分ということで、事実上、8000枚の整理券を配付することになりますよね。その場合、人によっては、こんなことはないかなと思いますが、複数枚の申請し、実際には行かないという人が続出するということも可能性としてはないわけではないなと思ったのですが、その辺りについてのお考えをお伺いできればと思います。

○事務局（小原経営係長） まず、システムの利用料についてです。

今回はシステムを購入するという形ではなく、ほかのところでもやっているものをパッケージで使用させていただきます。金額についてはこの場でお伝えすることができないの

ですけれども、かなり小額で抑えられます。ですから、実際、お金はかかるにはかかるのですけれども、それほど負担にならないような金額となります。

続いて、上限8,000人に関し、実際に予約をしたのですけれども、来られなかった方の場合についてです。

残念ながら、来られなかった方については、来なかったことに対し、その分をほかの方にお返しできるかという、そういうようなシステムにはなってございません。ですから、本当に8,000人を超えるようなときについてはドタキャンをしたがために誰かが入れなくなったということが出てくる可能性はなきにしもあらずです。ただ、先ほど園長からも話をしましたとおり、実際に8,000人を超えるような日がかなり限定されております。ですから、そういうようなことは少ないだろうと考えております。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○矢野委員 最大入園者数となるゴールデンウィークの1日の平均来園数は何人ですか。

○事務局（小原経営係長） 過去、いつまで遡るのかという話がありますが、最大でというときについてお伝えしますと、天気よかったときで2万人を超えたときもあります。

○矢野委員 札幌市は観光都市ですよ。今、コロナでこうなっていますが、インバウンドのお客さんを非常に大事にしているのですよね。

ワクチン接種がどうなるかは分かりませんが、最大2万人が来ていた実績がある中で8,000人という数字の読み方がどうなのかなと思いました。

○事務局（加藤円山動物園長） 8,000人にセットした理由についてです。

今までの我々の経験上、1万人になると園内の屋外が少し混んでいるなという感じになります。アベレージの半分ということもあるでしょうし、現場的な判断ではありますけれども、8,000人が入っても密な状態にはならないという判断をしています。

また、インバウンドについてですが、インバウンドを呼び込める状態になるということは今の社会情勢から変わっているということなので、その段階になったらこういうシステムは多分もう要らなくなるだろうと思います。

○矢野委員 収入に直結する大事な部分なので、さらに聞きますが、これは時間で割り振って、何時から何時まで何百人とするのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 本当は時間ごとに何百人とやればいいのですけれども、出と入りを抑える手段を持っていないので、トータルで1日8,000人とする予定です。だから、その人たちが何時に来るかは分かりません。

もし朝9時に8,000人が来てしまうと大変なことになるのだけれども、今、お客様もいろいろと注意をされており、そんなことはないだろうということで延べ8,000人としています。

ですから、朝に来て昼に帰ってしまう人もいれば、昼から来ている人もいますけれども、合計1日8,000人がマックスというようにつくり込みです。

○矢野委員 ネット予約と電話予約であるということでしたが、予約の段階である程度割

り振って、この時間帯は何人、この時間帯は何人と集中しないようにやっていくのはいかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） それをやろうとするとシステムをつくり込むことが必要です。でも、これはあくまでも臨時的な措置なので、そこにそれほどそういう予算をかけることはあまり考えておりません。

なお、このシステムでは、予約をしていきますと、あと何人と出ます。ですから、その様子を見ながら予約をしていただければいいかなと思っています。

先ほど申しましたとおり、8,000人マックスまで行くのが年間20日ぐらいしかなく、さらに、5,000人になる日も多くあるわけではありません。3,000人や4,000人という日は夏場の天気の良い日でありますけれども、それぐらいですと何の支障もなくご観覧いただけますので、あまり神経質にならなくても大丈夫なのかなと思っています。

○吉中委員長 ほかにございませんか。

○宮本委員 ほとんどの日は大丈夫だということですよ。それでは、知らないで来てしまったとき、受付のところに端末を置いておき、そこでやれるようにできないものでしょうか。

○事務局（小原経営係長） それは可能です。

○事務局（加藤円山動物園長） 券売機の前で予約をしていただければいいです。

○宮本委員 自分のスマホではなく、そこに端末を置くことはできないですか。

○事務局（小原経営係長） 皆さんがスマートフォンをお持ちであればやってくださいという話はするのですが、券売所で聞き取りにより対応することも可能になっております。ただ、あまりにそれを皆さんが期待されて行ってしまうということもあります。

○宮本委員 近所の子どもやお年寄りなど、そこに行けばどうにかかなるとしておいたらいいかと思うのですよね。

○事務局（加藤円山動物園長） 皆さんがそれに期待して来てしまうと、そこで物すごく並んで入るのに時間がかかってしまったり、そこが密になってしまったりということもあり得ます。ですから、スマホをお持ちの方は、ちょっと手間かもしれませんが、その場でやっていただくほうがいいのかと思います。

いずれにしても、予約をしないで来られる方、知らないで来られる方が少なくなるように周知を徹底したいなと思います。

○吉中委員長 ポジティブに考えれば、こういう制限をするので、安全に、密のないところで楽しめるのだよというPRをしていただくといいのかなと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中委員長 これについては、うまくいったのか、困ったことなどを後で教えていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他、特に事務局からは用意していないとのことですので、時間を少し超過してしま

いましたけれども、議事はこれで終了とさせていただきたいと思います。

進行を事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（加藤円山動物園長） それでは、少しお話をさせていただきたいと思います。

私が円山動物園に来た2016年は、前の年に動物園でいろいろとあり、そこからどういほうに向かせるかということで始まったわけですが、それからの5年間でもいろいろなことが起きました。不祥事もあったし、大きな地震があつて停電し、休業をしたということもありました。さらには、去年はコロナにより長期で休業をしました。

振り返りますと、一生懸命やったような気もしますが、実は何もできていないのではないかという反省をしつつ過ごしています。しかし、少なくとも、今後、動物園がいい方向に進んでいく仕組みづくりはできたのかなと思っています。その結果が出るのは10年後ぐらいかなと思って始めましたから、あと六、七年すれば少し結果が出てくるのではないかなと期待しています。いずれにいたしましても、市民動物園会議の皆様や市民の皆様、お客様に支えられ、何とか進んできました。

動物園は今後も続いていきますし、私は次の職場で後方支援をしていくこともやってまいりますので、ぜひ、皆さんにおかれましては、太田委員も遠慮せず厳しいご意見をいっぱい言っていただき、応援をしていただきたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

○吉中委員長 加藤園長がいらっしゃらなかつたらビジョンはできていなかったですし、こういう条例案も、多分、全く空中分解していたのではないかなと思います。

本当にどうもありがとうございました。お世話になりました。

○事務局（加藤円山動物園長） 条例も含めて、今の円山動物園の取組は、全国の動物園水族館業界のほか、環境省からも注目をされているので、ぜひ、皆さんにはご協力をお願いしたいと思っています。

それでは、本当に長時間にわたりまして、ご審議をありがとうございました。

これで市民動物園会議を終わりたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上